

# 山口県報

平成20年  
7月8日  
(火曜日)



山口県防災センター条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

## 山口県条例第三十号

### 山口県防災センター条例

(設置)

第一条 防災に関する知識の普及を図り、もって県民の自発的な防災活動を促進するため、防災センターを設置する。  
(名称及び位置)

第二条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県大島防災センター	大島郡周防大島町

## 目 次

条例

山口県防災センター条例……………一

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例……………六

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例……………七

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………八

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一〇

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………一一

山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例……………一三

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………一五

山口県知事 二 井 関 成

(業務)

第三条 山口県大島防災センター(以下「防災センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 防災に関する研修に関すること。
- 二 防災に関する相談及び情報の提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県民の自発的な防災活動を促進するために必要な業務に関すること。

(開館日)

第四条 防災センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日)
- 二 休日の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 防災センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第六条 防災センターの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 多目的ホール
- 二 会議室

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

三 防災センターの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第八条 知事は、第六条の許可を受けた者又は防災センターの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者(以下「使用者」と総称する。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 知事の指示に従わないとき。

2 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第一項の災害対策本部若しくは同条第五項の現地災害対策本部の設置、同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の実施又は同法第八十七条の規定による災害復旧の実施のために防災センターの施設が使用されることとなったときは、第六条の許可を取り消し、又は防災センターの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものの使用を拒むことができる。

(弁償)

第九条 使用者は、防災センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十条 防災センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 第三条各号に掲げる業務に関すること。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の許可をすること。

五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

六 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が防災センターの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、防災センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、防災センターを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、防災センターの効用を十分に発揮するとともに、防災センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち防災センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（利用料金）

第十三条 第六条各号に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（知事による管理の業務の実施）

第十四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて防災センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により防災センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、防災センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

（その他）

第十五条 この条例に定めるもののほか、防災センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 第十条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第十一条及び第十二条の規定の

例により行うことができる。

別表第一（第十三条、第十四条関係）

項 施設の名称	区 分	単 位	基 準 額
一 多目的ホ ール	専 用 使 用	一 時 間 に つ き	六 百 五 十 円
備考 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合は又は防災活動の促進を目的とする公共的団体が使用する場合は利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。			
二 会 議 室	専 用 使 用	一 時 間 に つ き	百 四 十 円
備考 一の項の備考は、この場合に準用する。			

別表第二（第十三条、第十四条関係）

項 設備の名称	単 位	金 額
一 冷 暖 房 設 備	一 時 間 に つ き	実費を勘案して指定管理者が定める額

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十一号

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例

山口県吏員恩給条例（昭和八年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十二号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「軽費老人ホーム」の下に「、障害者支援施設」を加え、「、身体障害者福祉ホーム」を削り、「障害者デイサービスを行う施設、知的障害者デイサービスセンター」を「地域活動支援センター、福祉ホーム」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護を行う施設」の下に「、適合高齢者専用賃貸住宅であつて指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの」を加え、「、進行性筋萎縮症者療養等給付事業を行う施設」を削り、「身体障害者自立支援事業を行う施設」の下に「、日中一時支援事業を行う施設」を、「居宅介護を行う事業」の下に「、重度訪問介護を行う事業」を加え、「外出介護を行う事業」を「療養介護を行う事業、生活介護を行う事業、共同生活介護を行う事業、自立訓練を行う事業、就労移行支援を行う事業、就労継続支援を行う事業」に改め、「介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業」の下に「、移動支援事業、生活サポート事業、訪問入浴サービス事業」を加え、「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 介護福祉士修学資金の貸付けを受けた者が改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第一号に規定する社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として同号に規定する介護等の業務に従事した期間は、改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第一号に規定する社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として同号に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第三項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二十六条第一項中「寄附金控除額」を削る。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除)

第二十七条の三 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をそ



の者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、施行令で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第二十七条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第二十七条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第二十八条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三十二条第一項第五号中「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。

第三十八条各号を次のように改める。

一 公益社団法人又は公益財団法人

二 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

第三十九条の十二第一項中「いう。」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）を加え、同条第二項中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第三十九条の十八第三項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第四十条第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第四十二条第一項中「第七十二条の五第一項第四号」を「第七十二条の五第一項第五号」に改める。

第六十四条第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

附則第四条第五項中「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に改める。

附則第五条第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

附則第五条の二を削り、附則第五条の二の二を附則第五条の二とする。

附則第五条の三を次のように改める。

#### 第五条の三 削除

附則第五条の四第二項中「前二条」を「前三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第五条の五 第二十七条の三の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第二十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十三条の二第一項、附則第十四条第一項、附則第十五条第一項、附則第十七条第一項、附則第十七条の二第一項又は附則第十七条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第二十七条の三第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第二十七条及び第二十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一 第二十七条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第二十七条の

三第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第二十七条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第二十七条の三第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十

四 前年中の所得について附則第十七条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第十三条の二第一項、附則第十五条第一項、附則第十七条の二第一項又は附則第十七条の四第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

附則第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(法人の事業税の税率の特例)」を付する。

附則第七条の二を附則第七条の二とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第四十四条及び前条の規定の適用については、第四十四条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前条中「第四十四条第一項第二号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第四十四条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

附則第九条の三第一項第四号中「又は第九条第一項」を、「第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項」に、「又は第十条第一項」を、「第十条第一項、第十二条第一項又は第十四条第一項」に改め、同条第二項第四号及び同条第三項第四号中「又は第九条第一項」を、「第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第十三条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第二十五条第四項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第二

十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額）（第三項第一号の規定により読み替えて適用される第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第二十五条第一項及び第二項並びに第二十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十六条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二 第二十七条の二から第二十八条まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条第三項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規

定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十五条第二項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十五条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十七条第三項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十七条の二第一項中「及び附則第十七条の二の三第一項」を削り、同条第四項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十七条の二の二第一項中「及び次条第一項」を削る。

附則第十七条の二の三を次のように改める。

第十七条の二の三 削除

附則第十七条の二の四の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第三項中「第一項の規定の」を「第三項の規定の」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「附則第三十五条の二の六第二項」を「附則第三十五条の二の六第六項」に、「を限度として」を「及び附則第十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条の二第一項及び第二項並びに附則第十七条の二第一項から第三項までの規定の適用については、附則第十三条の二第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第十七条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第十七条の二第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第十七条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第十七条の二の四に第一項及び第二項として次の二項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年分以後の各年度分の法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十九条の三第一項の規定による申告書を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第十七条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第十七条の二の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第十七条の二の二を削る。

附則第十七条の四第二項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条

の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十七条の四の三第二項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条の四の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第三項中「(平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第五項第一号中「総所得金額」を「又は山林所得金額」に、「総所得金額」を「若しくは山林所得金額又は」に改め、同項第二号中「第二十八条」を「から第二十八条まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第二十七条の二、第二十七条の三第一項前段及び第二十八条」に改め、「の所得割の額」との下に、「附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四の三第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十七条の三第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条の四の三第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四の三第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



一 第四十二条及び附則第四条の改正規定、附則第五条の二を削り、附則第五条の二の二を附則第五条の二とする改正規定並びに附則第九条の三の改正規定 公布の日

二 附則第七条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び附則第七条の二を附則第七条の二の二とする改正規定並びに附則第十六項の規定 平成二十年十月一日

三 第二十四条第三項、第三十八条、第四十条及び第六十四条の改正規定並びに附則第十五項の規定 平成二十年十二月一日

四 第二十四条第一項第七号、第三十九条の十八及び附則第五条の三の改正規定、附則第十七条の三の二を削る改正規定並びに附則第十七条の四の三第三項の改正規定並びに附則第二項から第四項までの規定 平成二十一年一月一日

五 第三十九条の十二の改正規定、附則第十三条の次に一条を加える改正規定及び附則第十七条の二の四の改正規定並びに附則第七項から第十項までの規定 平成二十二年一月一日

六 附則第十七条の二第一項、附則第十七条の二の二及び附則第十七条の二の三の改正規定並びに附則第十一項から第十四項までの規定 平成二十二年四月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。) 附則第五条の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(以下「改正後の地方税法」という。)第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三十第十項の規定の適用を受けるものを除く。)(に係る改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第三十九条の十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる改正後の条例第三十九条の十八第二項に規定する対象譲渡等に係る改正後の条例第三十九条の十六及び第三十九条の十八第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

5 改正後の条例第二十七条の三及び附則第五条の五第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する改正

後の条例第二十七条の三第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

6 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における改正後の条例附則第五条の五第一項の規定の適用については、同項中「附則第十三条の二第一項、附則第十四条第一項」とあるのは「附則第十四条第一項」と、同項第五号中「附則第十三条の二第一項、附則第十五条第一項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

7 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき改正後の条例附則第十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

8 改正後の条例附則第十七条の二の四第一項又は第三項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「改正後の条例附則第十七条の二の四第二項又は第四項の規定により読み替えられた改正後の条例附則第十三条の二第一項前段の規定により」とする。

9 改正後の条例附則第十七条の二の四の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る改正前の条例附則第十七条の二の四第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

10 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正後の条例附則第十七条の二の四第四項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに前条第一項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、前条第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第十七条の二第一項前段」とする」とする。

11 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った改正前の条例附則第十七条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

12 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に改正後の地方税法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（改正後の地方税法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、改正後の条例附則第十七条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- 一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（改正後の条例附則第十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額
- 二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
  - イ 六万円
  - ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

13 改正後の条例附則第十七条の二の四第三項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（改正後の条例附則第十七条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、「同条第一項前段」とあるのは「改正後の条例附則第十七条の二第一項前段」とする。

14 改正後の条例附則第十七条の三第三項の規定の適用がある場合における第十二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（改正後の条例附則第十七条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、「同条第一項前段」とあるのは「改正後の条例附則第十七条の二第一項前段」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項(同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、改正後の条例第三十八条の規定を適用する。

(過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

16 過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。  
(事業税の不均一課税の特例)

3 山口県税賦課徴収条例附則第七条の二の規定の適用がある場合における第四条の規定の適用については、同条中「第四十四条」とあるのは「附則第七条の二の規定により読み替えて適用される同条例第四十四条」と、「同条」とあるのは「同条例附則第七条の二の規定により読み替えて適用される同条例第四十四条」とする。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十四号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十年四月一日以後に改正後の条例第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年山口県条例第三十四号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表十七の項中

ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可

一件につき

十一万円

を

土地の掘削のための施設等の変更の許可

一件につき

二万四千元

ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可

一件につき

十一万円

ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可

一件につき

二万四千元

温泉の採取の許可

一件につき

三万五千元

に改め、「又は温泉の」の下に「採取若しくは」を加

可燃性天然ガスの濃度についての確認  
温泉の採取のための施設等の変更の許可

一件につき  
一件につき

七千四百円  
二万四千円

え、別表第一の7の表二十二の項中

動物用医薬品に係る  
配置従事者身分証明  
書の再交付

一件につき

二千九百円

を

動物用医薬品に係る  
配置従事者身分証明  
書の再交付

一件につき

二千九百円

動物用医薬品に係る  
販売従事登録

一件につき

七千円

動物用医薬品に係る  
販売従事登録証の書  
換え交付

一件につき

二千円

動物用医薬品に係る  
販売従事登録証の再  
交付

一件につき

二千九百円

に改め、同項の次に次のように加える。

動物用医薬品に係る登録販売者試験に関する事務	登録販売者試験手数料	一件につき	一万四千円
------------------------	------------	-------	-------

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の7の表の改正規定 公布の日の翌日
- 二 別表第一の5の表十七の項の改正規定（可燃性天然ガスの濃度についての確認に係る部分に限る。） 平成二十年八月一日

山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十六号

山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例

山口県循環型社会形成推進条例（平成十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 産業廃棄物の処理を処理業者に委託した排出事業者は、排出から最終処分（廃棄物処理法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。）が終了するまでの一連の処理の行程の各段階における当該委託に係る産業廃棄物の影像、当該産業廃棄物の位置に関する情報及び当該位置に係る時刻に関する情報を記録し、並びにそれらの情報を検索し、及び表示することができる機能を有する電子情報処理組織を使用することその他の方法により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認するよう努めなければならない。

3 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けたときは、当該排出事業者が前項の規定により行う確認に協力するよう努めなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（県外産業廃棄物の処分の届出）

第二十六条の二 県外において生じた産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を、県内の産業廃棄物の処理施設において処分（再生することを含む。以下同じ。）しようとする産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）は、毎年三月三十一日（処分しようとするに至った日が同日後であるときは、県外産業廃棄物の搬入の受入れを開始する日の前日）までに、規則で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間に搬入を受け入れようとする県外産業廃棄物について、当該県外産業廃棄物を排出する事業者ごとの県外産業廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該県外産業廃棄物の搬入の受入れ若しくは処分中止又は処分の方法の変更を勧告することができる。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更（規則で定める変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところ

るにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第二十七条の見出し中「処分」を「搬入」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業者は、その排出に係る県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設において処分するために搬入（他の者に委託して行う場合を含む。以下この条及び第二十九条第二項において同じ。）しようとするときは、規則で定めるところにより、搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、搬入しようとする県外産業廃棄物の一年当たりの重量が十トンを超えない範囲内で規則で定める重量に満たないときは、この限りでない。

第二十七条第五項中「第二項及び第三項」を「第四項及び第五項」に、「第四項」を「前項」に、「第二項中」を「第四項中」に、「十日」と、第三項中「受け入れてはならない」とあるのは「受け入れ、又は処分してはならない」を、「十日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「事項を」を「変更を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の搬入を受け入れ」を「を搬入」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「受入れの中止又は処分の」を「中止又はその」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出は、県外産業廃棄物を搬入しようとする期間が一年を超えるときは、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）ごとにしなければならない。

3 第一項の規定による届出は、県外産業廃棄物を搬入しようとする期間の初日（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項に規定する各期間の初日）の三月前の日以後でなければ、することができない。

第二十九条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十六条の二第一項」に改め、「受け入れたとき」の下に「、県外産業廃棄物を処分したとき」を、「受入れ」の下に「若しくは処分」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、事業者が第二十七条第一項の規定による届出をしないで県外産業廃棄物を搬入したとき又は同項の規定による届出の内容と異なる搬入をしたときは、当該事業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止又はその方法の変更を勧告することができる。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（公表）

第二十九条の二 知事は、第二十六条の二第二項、第二十七条第四項又は前条各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者



がその勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。  
第三十三条中「、毎年度」を削り、「ところにより」の下に「、定期的に」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県循環型社会形成推進条例(以下「改正後の条例」という。)第二十六条の二及び第二十七条の規定は、平成二十一年四月一日以後に県内の産業廃棄物(改正後の条例第二十五条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処理施設に搬入される県外産業廃棄物(改正後の条例第二十六条の二第一項の県外産業廃棄物をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に県内の産業廃棄物の処理施設に搬入される県外産業廃棄物については、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県厚狭警察署の項管轄区域の欄中「のうち」の下に「厚狭一丁目、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十七年七月八日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）